

第116期 決算公告

2024年5月31日

住所 鹿児島市金生町6番6号
株式会社 鹿児島銀行
取締役頭取 郡山明久

貸借対照表（2024年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け	1,176,254	預金	4,874,182
現金	50,236	当座預金	97,599
預け	1,126,017	普通預金	3,302,308
買入金	9,104	貯蓄預金	143,914
商有品	10	通定期預金	3,392
国債証券	10	その他の預金	1,302,066
地方債証券	862,158	譲渡性預金	24,902
株式証券	201,487	売渡現先勘定	101,114
その他の証券	92,810	債券貸借取引受入担保金	28,111
貸出	215,411	借入金	328,416
割引手貸付	90,015	外国為替	692,950
手形書座貸	262,433	未払外国為替	692,950
外国為替	4,299,898	信託勘定借債	105
外取	5,539	未払法人税等	27
前未金	113,156	未払費用	77
金融商品等差入担保金	3,791,470	退職給付引当金	8,685
有形固定資産	389,731	役員株式給付引当金	68,611
建物	13,218	睡眠預金払戻損失引当金	5,851
土地	13,127	偶発損失引当金	2,849
構築物	90	再評価に係る繰延税金負債	1,309
その他の有形固定資産	68,335	支払承諾	9,481
無形固定資産	88	負債の部合計	39,846
ソフトウェア	5,277		1,106
その他の無形固定資産	46,334		166
前繰延税金費用	50		8,001
繰延税金負債	16,585		1,519
繰倒引当金	63,507		72
	21,583		457
	34,466		409
	1,052		6,554
	231		27,171
	6,173		
	4,767		
	4,623		
	0		
	144		
	8,058		
	1,863		
	27,171		
	△ 50,807		
資産の部合計	6,483,541	純資産の部合計	345,180
		負債及び純資産の部合計	6,483,541

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2023年4月 1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	82,819
資金運用収益	57,417
貸出金利	38,753
有価証券利息配当金	11,812
コールローン利息	△ 51
預け金利息	0
金利スワップ受入利息	5,836
その他の受入利息	1,066
信託報酬	76
役務取引等収益	11,658
受入為替手数料	3,089
その他の役務収益	8,569
その他の業務収益	4,126
国債等債券売却益	3,971
金融派生商品収益	25
その他の業務収益	130
その他の経常収益	9,539
株式等売却益	8,964
その他の経常収益	575
経常費用	63,970
資金調達費用	10,594
預金利息	105
譲渡性預金利息	12
コールマネー利息	△ 1
売現先利息	2,343
債券貸借取引支払利息	6,816
借入金利息	1,258
その他の支払利息	59
役務取引等費用	5,577
支払為替手数料	298
その他の役務費用	5,278
その他の業務費用	6,103
外国為替売買損	2,399
外国債等債券売却損	3,633
その他の業務費用	71
営業経費	34,277
その他の経常費用	7,418
貸倒引当金繰入額	6,277
株式等売却損	341
株式等償却	0
その他の経常費用	799
経常利益	18,848

(単位：百万円)

科 目	金 額
特 別 利 益	50
固 定 資 産 処 分 益	50
特 別 損 失	198
固 定 資 産 処 分 損	99
減 損 損 失	99
税 引 前 当 期 純 利 益	18,699
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	6,721
法 人 税 等 調 整 額	<u>△ 1,387</u>
法 人 税 等 合 計	<u>5,333</u>
当 期 純 利 益	13,365

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 19年 ～ 50年

そ の 他 2 年 ～ 30年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規

定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

正常先債権及び要管理先債権以外の要注意先債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上し、要管理先債権については今後3年間の予想損失額を見込み、貸倒引当金として計上しております。

予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに直近の貸倒実績を反映するなど必要な修正を加えて算出しております。

要管理先債権に相当する債権において、与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産管理部署が査定結果を検証しております。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定率法により発生翌事業年度から損益処理

(3) 役員株式給付引当金

役員株式給付引当金は、役員株式給付規程に基づく当行の取締役（監査等委員である取締役、それ以外の取締役のうち社外取締役である者及び非業務執行取締役を除く。）及び執行役員への報酬支払に備えるため、取締役及び執行役員に対する報酬の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。なお、株式給付信託に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号2015年3月26日）に準じた処理をしております。

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し利益計上を行った睡眠預金の払戻請求

に備えるため、過去の支払実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度等の代位弁済に伴い発生する負担金等の支払いに備えるため、将来発生する損失額を見積もり計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、貸出・債券等の金利変動リスクを減殺する目的で行うヘッジ、及びキャッシュ・フローを固定する目的で行うヘッジについてヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素等の相関関係を検証しております。

また、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

重要な会計上の見積り

1. 貸倒引当金の見積り

(1) 財務諸表に計上した金額

貸倒引当金 50,807 百万円

(2) 見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

① 見積り金額の算出方法

当行の貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」の「6. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金」に記載しております。

② 見積り金額の算出に用いた仮定

貸倒引当金は、債務者の現時点の財務内容や債務返済能力等を総合的に勘案し債務者区分を決定しており、過去の貸倒実績率を基礎に算定した予想損失率や合理的に見積られたキャッシュ・フローに基づき算出しております。

③ 翌年度の財務諸表に与える影響

上記②に記載した債務者区分の決定、予想損失率及びキャッシュ・フローの見積りに用いた仮定は不確実であり、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合においては、損失額が増減する可能性があります。

追加情報

(株式給付信託)

当行は、当事業年度より、取締役（監査等委員である取締役、それ以外の取締役のうち社外取締役である者及び非業務執行取締役を除く。）及び執行役員（以下、総称して「対象役員」という。）の報酬と親会社である株式会社九州フィナンシャルグループ（以下、「九州フィナンシャルグループ」という。）の株式価値との連動性をより明確にし、対象役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも九州フィナンシャルグループの株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、株式報酬制度「株式給付信託」（以下「本制度」という。）を導入しております。

1. 取引の概要

本制度は、九州フィナンシャルグループが拠出する金銭を原資として、九州フィナンシャルグループの株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。）を通じて取得され、対象役員に対して、当行が定める役員株式給付規程に従って、九州フィナンシャルグループの株式及び当該株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、本項目において「株式等」という。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、対象役員が株式等の給付を受ける時期は、原則として対象役員の退任時となります。

2. 信託が保有する当行の株式に関する事項

該当事項はありません。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 828百万円

2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	9,075百万円
危険債権額	42,851百万円
三月以上延滞債権額	-百万円
貸出条件緩和債権額	42,546百万円
合計額	94,472百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準

ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、5,539百万円であります。
4. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号2014年11月28日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、1,844百万円であります。
5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	552,217百万円
貸出金	635,140百万円

担保資産に対応する債務

預金	15,737百万円
売現先勘定	28,111百万円
債券貸借取引受入担保金	328,416百万円
借入金	692,866百万円

上記のほか、為替決済、指定金融機関等の取引の担保として、その他資産15,545百万円を差し入れております。また、その他資産には、保証金及び金融商品等差入担保金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

保証金	295百万円
金融商品等差入担保金	50百万円

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は738,853百万円であり、このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが717,921百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行

残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示価格に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

ただし、適切な地価公示価格がない場合は同施行令第2条第2号に定める基準地価又は同施行令第2条第4号に定める地価税法に規定する方法により算定した価格に時点修正等合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 13,092百万円

8. 有形固定資産の減価償却累計額 36,792百万円
9. 有形固定資産の圧縮記帳額 3,761百万円
10. 単体自己資本比率 10.83%
11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は19,168百万円であります。
12. 取締役との間の取引による取締役に対する金銭債務総額 301百万円
13. 関係会社に対する金銭債権総額 27,110百万円
14. 関係会社に対する金銭債務総額 6,161百万円
15. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。
- 剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。
- なお、当行は利益準備金の額が資本金の額に達しているため、当事業年度における剰余金の配当に係る利益準備金は計上しておりません。

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益
- 資金運用取引に係る収益総額 1,374百万円

役務取引等に係る収益総額	204百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	111百万円
2. 関係会社との取引による費用	
資金調達取引に係る費用総額	52百万円
役務取引等に係る費用総額	437百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	2,520百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行は、個人や法人等の預金者から受け入れた預金や短期金融市場から調達した資金などをもとに、資金の貸出や有価証券運用などを行う銀行業を行っております。

保有する金融資産及び金融負債は金利変動や価格変動などを伴うため、不利な影響が生じないように、オフバランス取引を含む銀行全体の資産及び負債を対象にリスクを統合的に把握・コントロールし、収益の向上と安定化を図るべく資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。その一環としてデリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する主な金融商品は、次のとおりであります。

貸出金は、主に国内の法人及び個人に対するものであり、貸出先の財務状況の悪化等による信用リスクを有しております。また、固定金利の貸出金については、金利変動リスクを有しております。

有価証券は、債券、株式、投資信託等を保有しており、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク及び信用リスクを有しております。

預金及び市場性の資金調達については、流動性リスクや金利変動リスクを有しており、当行の信用力が低下することにより、預金の流出や必要な資金が調達できなくなる、もしくは不利な条件での取引を余儀なくされる可能性があります。

また、貸出金、有価証券等にかかる市場リスクの回避を主目的としてデリバティブ取引を行っており、一部はヘッジ会計を適用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当行は、信用リスク管理の基盤として企業審査を位置付け、個社ごとの信用リスク管理の強化及びポートフォリオ管理手法の高度化を図るとともに、要管理先等に対する経営改善指導を充実させることを基本方針としております。

当行は、信用リスク管理態勢の充実を図るため、本部における信用リスク管理部門と営業推進部門を分離し、信用リスク管理強化の観点から相互牽制が有効に機能する管理態勢を構築しております。

企業信用格付は、融資支援システム「KeyMan」による「企業審査」に基づき実施しております。企業審査では、まず企業の財務面・非財務面の実態に基づき行

内共通の判断基準により企業信用格付を付与し、格付と整合的な自己査定の債務者区分の決定及び格付に応じた融資方針や貸出金利の決定などを、企業信用格付を核とした一連の業務として行っております。

信用リスク管理部門は、与信ポートフォリオのリスク量を計測するなど、その管理状況を定期的に、また必要に応じてリスク管理委員会に報告しており、その審議事項については取締役会に報告しております。

個別案件の審査・与信判断にあたっては、融資業務の基本方針や個別融資の判断基準及び融資の集中を防止するための指針を定めた「融資業務の規範」を制定し、これに則って審査を実施しております。

②市場リスクの管理

当行は、市場リスクを適切に管理することが戦略目標達成のため重要であることを十分に認識のうえ、市場リスク管理状況を的確に把握し、適正な市場リスク管理態勢の整備・確立をはかる中で、能動的に一定の市場リスクを引受け、これを管理する中で収益機会を捉えていくことを基本方針としております。

市場リスク管理体制は、市場運用部門（フロントオフィス）と事務管理部門（バックオフィス）を分離し、さらにリスク管理部門（ミドルオフィス）を設置して相互に牽制する体制としております。

市場リスク管理方法は、年度毎に損失限度額、保有限度枠等を経営執行会議で定め、厳格に運営しております。ミドルオフィスは、有価証券ポートフォリオの総合損益、評価損益、V a R計測のほか、個別資産の保有限度枠の使用率、B P V（ベシス・ポイント・バリュー）等のリスク指標を測定して、経営陣へ日次で報告しております。また、月次でリスク管理委員会へ報告し、リスク管理委員会での検討結果については、取締役会に報告しております。

A L M委員会では、資産及び負債の総合的管理の観点から、銀行勘定の金利リスクを含めて市場関連リスクをモニタリングし、経済環境・市場動向予測に基づいてヘッジ戦略について検討しております。

【市場リスクに係る定量的情報】

（トレーディング目的の金融商品）

トレーディング目的の有価証券の保有はございません。

（トレーディング目的以外の金融商品）

a. 金利リスク

当行において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券」のうち債券、「預金」、「デリバティブ取引」のうち金利関連取引であります。

当行では、これらの金融資産及び金融負債について、V a Rを算出し、金利リスク管理にあたっての定量的分析に利用しております。V a Rの算定は、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間6ヶ月、信頼区間99%、観測期間5年）を採用しており、2024年3月31日現在で当行の金利リスク量は、全体で197億円でありま

す。なお、V a Rの値についてはバックテスト等による検証を定期的実施しておりますが、観測期間中の市場変動を基に一定の発生確率を前提として計測しているため、過去にない規模の市場変動の影響まで捕捉するものではありません。

また、当行では、コア預金推計モデルによって推計したコア預金を金利リスク計測に使用しております。当行が採用するコア預金推計モデルは、O I S（オーバーナイト・インデックス・スワップ）1ヶ月を説明変数とする線形回帰モデルと将来金利シナリオによって要求払預金の将来分布を作成し、預金が減少する下方99パーセントイル値の推移からコア預金を推計するモデルであります。なお、当行では、コア預金推計モデルによるコア預金期待値とコア預金実績値を比較してコア預金推計モデルの精度を確認しており、その結果から、モデルは十分に高い精度でコア預金の動きを捕捉しているものと考えております。

ただし、V a R及びコア預金推計モデルは過去の金利変動、金利変動と預金変動の関係をベースに統計的に算出した一定の発生確率での金利リスク量、コア預金を計測しており、過去にない規模の市場変動の影響まで捕捉するものではありません。

b. 価格変動リスク

当行において、価格変動リスクの影響を受ける金融商品は、「株式」、「投資信託」等であり、価格変動リスクのV a Rを算出して、定量的分析に利用しております。V a Rの算定は、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間6ヶ月、信頼区間99%、観測期間5年）を採用しております。2024年3月31日現在で当行の価格変動リスクに係るV a Rは、241億円であります。

なお、V a Rの値については有価証券のバックテスト等による検証を定期的実施しておりますが、観測期間中の市場変動を基に一定の発生確率を前提として計測しているため、過去にない規模の市場変動の影響まで捕捉するものではありません。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当行は、市場金融部内に設置した資金繰り管理部門が、日次・週次・月次の資金繰り状況を把握し、必要に応じて適切な市場調達を実施しております。また、資金繰り管理部門から独立した流動性リスク管理部門を設置して、流動性状況の判定をするなど、相互牽制を図る体制を整備しております。資金繰りリスクや市場流動性リスクのモニタリング結果は、リスク管理委員会に報告され、リスク管理委員会での検討結果については、取締役会へ報告しております。

④デリバティブ取引に係るリスクの管理

当行のデリバティブ取引は、貸出金・有価証券等に係る市場リスクの回避を主目的として取組むことを基本方針としております。

当行の利用しているデリバティブ取引は、市場リスク及び信用リスクを内包しております。

市場リスクにおいては、金利関連のデリバティブ取引において金利変動リスクを、通貨関連のデリバティブ取引において為替変動リスクを、株式・債券関連のデリバティブ取引において価格変動リスクをそれぞれ有しております。

また、信用リスクにおいては、取引の契約先をいずれも取引所や信用度の高い銀行

及び証券会社としており、契約不履行によるリスクを金融機関の運用限度額等により適切に管理しております。

当行のリスク管理は、金利や為替等の相場変動リスクにさらされている資産・負債に対して、そのリスク回避のため効果的にデリバティブ取引が利用されているかを重点的に行っており、その基本方針はALM委員会で検討しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注2)参照)。また、現金預け金、売現先勘定並びに債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 商品有価証券			
売買目的有価証券	10	10	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	15,560	14,389	△1,171
その他有価証券	833,885	833,885	—
(3) 貸出金	4,299,898		
貸倒引当金(*1)	△49,822		
	4,250,075	4,223,146	△26,929
資産計	5,099,531	5,071,430	△28,100
(1) 預金	4,874,182	4,874,205	23
(2) 譲渡性預金	101,114	101,145	30
(3) 借入金	692,950	692,950	—
負債計	5,668,247	5,668,301	54
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(786)	(786)	—
ヘッジ会計が適用されているもの(*3)	37,638	37,638	—
デリバティブ取引計	36,852	36,852	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(*3) ヘッジ対象である有価証券等の相場変動を相殺するためにヘッジ手段として指定した金利スワップ等であり、主に繰延ヘッジを適用しております。

(注 1)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

資 産

商品有価商品及び有価証券

商品有価証券及び有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、無担保コールレート、スワップレート、信用スプレッド等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をスワップレートをベースに信用スプレッド等を加味した利率、又は同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しており、レベル3の時価に分類しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を

時価としており、レベル3の時価に分類しております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

負債

預金及び譲渡性預金

要求払預金について、決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金及び譲渡性預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。定期預金のうち変動金利によるものは短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、預入期間が短期間（1年以内）の外貨定期預金は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率、又は、同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。このうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はいずれもレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、大部分は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレーン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。

(注 2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式等(*1) (*2)	4,358
組合出資金(*3)	8,354

(*1) 非上場株式等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対

象とはしておりません。

(※2) 当事業年度において、非上場株式について 0 百万円減損処理を行っております。

(※3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日）第 24-16 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（2024年3月31日現在）

(単位：百万円)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	—

2. 満期保有目的の債券（2024年3月31日現在）

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借 対照表計上額 を超えるもの	国 債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小 計	—	—	—
時価が貸借 対照表計上額 を超えないもの	国 債	15,560	14,389	△1,171
	地方債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小 計	15,560	14,389	△1,171
合 計		15,560	14,389	△1,171

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2024年3月31日現在）

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	828

4. その他有価証券（2024年3月31日現在）

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計 上額が取得原 価を超えるも の	株式	83,742	30,931	52,811
	債券	64,192	63,895	297
	国債	39,763	39,635	128
	地方債	3,524	3,520	4
	社債	20,905	20,739	165
	その他	44,763	40,960	3,802
	うち外国証券	18,304	18,026	277
	小計	192,698	135,787	56,911
貸借対照表計 上額が取得原 価を超えない もの	株式	2,402	2,587	△184
	債券	429,956	441,272	△11,316
	国債	146,163	153,346	△7,182
	地方債	89,286	89,803	△517
	社債	194,506	198,123	△3,617
	その他	208,827	255,323	△46,496
	うち外国証券	180,073	224,570	△44,497
	小計	641,186	699,183	△57,997
合計		833,885	834,971	△1,085

（注）上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額
非上場株式等	3,529
組合出資金	8,354

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券

（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	22,880	8,964	341
債券	8,185	45	5
国債	6,487	44	—
地方債	—	—	—
社債	1,697	1	5
その他	10,121	3,925	3,627
うち外国証券	5,648	3,917	3,536
合計	41,186	12,935	3,974

6. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあるものを除き、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額はありません。

個々の銘柄の有価証券の時価が、取得原価に比べて30%程度以上下落した場合は回復可能性の判定の対象とし、減損の要否を判断しております。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	14,173 百万円
減損損失	1,686 百万円
有価証券償却等	450 百万円
減価償却	438 百万円
退職給付引当金	461 百万円
その他有価証券評価差額金	203 百万円
その他	<u>1,586 百万円</u>
繰延税金資産小計	18,999 百万円
評価性引当額	<u>△2,341 百万円</u>
繰延税金資産合計	16,658 百万円

繰延税金負債

前払年金費用	△1,773 百万円
固定資産圧縮積立金	△408 百万円
繰延ヘッジ損益	△12,599 百万円
その他	<u>△13 百万円</u>
繰延税金負債合計	<u>△14,794 百万円</u>
繰延税金資産（負債）の純額	<u>1,863 百万円</u>

（1 株当たり情報）

1 株当たりの純資産額	1,645 円 15 銭
1 株当たりの当期純利益金額	63 円 70 銭